

平成24年さぬき市議会第2回臨時会議案

平成24年4月26日提出

市長提出議案

- 議案第48号 専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）
- 議案第49号 専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）
- 議案第50号 専決処分の承認について（平成23年度さぬき市一般会計補正予算（第8号））
- 議案第51号 専決処分の承認について（平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号））
- 議案第52号 専決処分の承認について（平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第2号））
- 議案第53号 平成24年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第54号 平成24年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第55号 さぬき市保育所条例の一部改正について

議案第 48 号

専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 24 年 4 月 26 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

専 決 処 分 書

さぬき市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第13条の3の場合にあっては法附則第21条の2第2項において準用する法附則第18条第7項及び第18条の3」を削る。

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分又は平成23年度分」を「平成25年度分又は平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地又は平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条の2及び第13条の3を削る。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければな

らない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第22条の次に次の1条を加える。

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用さ

れる場合を含む。) 」と、附則第 17 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」と、附則第 18 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。) 」と、「同法第 32 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 32 条第 1 項」として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。) に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) に限り、適用する。

附則第 23 条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）」を「震災特例法」に、「附則第 45 条第 2 項」を「附則第 45 条第 3 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定及び次条の規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。) 第 36 条の 2 第 1 項の規定は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 24 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 23 年度分までの

固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正前のさぬき市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

- 3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の規定	若しくは第13条又はさぬき市税条例の一部を改正する条例（平成24年さぬき市条例第13号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前のさぬき市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

議案第49号

専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年4月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36第1項」に改める。

第20条第1項中「第12項第1項」を「第12条第1項」に改める。

第24条第2項中「その事由」の前に「納期限前7日までに」を加える。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第6項（附則第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第6項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第50号

専決処分の承認について（平成23年度さぬき市一般会計補正予算
（第8号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年4月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

平成23年度さぬき市一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日

さぬき市長 大山茂樹

記

平成23年度さぬき市一般会計補正予算(第8号)について

平成23年度さぬき市一般会計補正予算(第8号)を別冊のとおり定める。

議案第 5 1 号

専決処分の承認について（平成 2 3 年度さぬき市介護保険事業特別会計
補正予算（第 3 号））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 4 年 4 月 2 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

専 決 処 分 書

平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

議案第52号

専決処分の承認について（平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計
補正予算（第2号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年4月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年3月30日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

議案第53号

平成24年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）について

平成24年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年4月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第54号

平成24年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第1号）
について

平成24年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年4月26日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 5 5 号

さぬき市保育所条例の一部改正について

さぬき市保育所条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 4 月 2 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市保育所条例の一部を改正する条例

さぬき市保育所条例（平成14年さぬき市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表さぬき市立長尾保育所分園助光保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

平成23年度さぬき市一般会計補正予算
(第 8 号)

第1表	歳入歳出予算補正
第2表	繰越明許費補正
第3表	地方債補正

香川県さぬき市

平成23年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）

平成23年度さぬき市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,519,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成24年 3月30日 専決

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
35. 地方交付税		10,199,371	40	10,199,411
	5. 地方交付税	10,199,371	40	10,199,411
75. 繰入金		911,573	△4,600	906,973
	10. 基金繰入金	902,634	△4,600	898,034
90. 市債		3,809,500	5,700	3,815,200
	5. 市債	3,809,500	5,700	3,815,200
歳入	合計	29,518,000	1,140	29,519,140

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 民生費		6,188,515	0	6,188,515
	5. 社会福祉費	3,272,049	0	3,272,049
20. 衛生費		3,105,743	1,140	3,106,883
	5. 保健衛生費	790,578	1,140	791,718
40. 土木費		2,125,227	0	2,125,227
	5. 土木管理費	157,571	0	157,571
50. 教育費		4,444,356	0	4,444,356
	15. 中学校費	1,312,280	0	1,312,280
歳出	合計	29,518,000	1,140	29,519,140

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	合併 10 周年記念事業	562
10 総務費	5 総務管理費	光通信ケーブル整備事業	4,410
45 消防費	5 消防費	消防団安全対策設備整備事業	3,000

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	8,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	9,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路橋梁整備事業	285,200				285,400			
中学校施設整備事業	772,300				776,900			
合 計	3,809,500				3,815,200			

一般会計補正予算（第8号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書
2. 地方債現在高に関する調

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
35. 地方交付税	10,199,371	40	10,199,411
75. 繰入金	911,573	△4,600	906,973
90. 市債	3,809,500	5,700	3,815,200
歳入合計	29,518,000	1,140	29,519,140

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
15. 民生費	6,188,515	0	6,188,515		900		△900
20. 衛生費	3,105,743	1,140	3,106,883				1,140
40. 土木費	2,125,227	0	2,125,227		200		△200
50. 教育費	4,444,356	0	4,444,356		4,600	△4,600	0
歳出合計	29,518,000	1,140	29,519,140		5,700	△4,600	40

2. 歳入

(款) 35. 地方交付税

(項) 5. 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 地方交付税	10,199,371	40	10,199,411	5. 地方交付税	40	特別交付税 40
計	10,199,371	40	10,199,411			

(款) 75. 繰入金

(項) 10. 基金繰入金

55. 教育文化振興基金繰入金	97,200	△ 4,600	92,600	5. 教育文化振興基金繰入金	△ 4,600	教育文化振興基金繰入金 △ 4,600
計	902,634	△ 4,600	898,034			

(款) 90. 市債

(項) 5. 市債

10. 民生債	9,400	900	10,300	1. 社会福祉施設債	900	障害者就労支援施設整備事業債 900
20. 土木債	492,700	200	492,900	5. 道路橋梁整備債	200	県営道路整備事業債 200
30. 教育債	1,661,500	4,600	1,666,100	10. 中学校債	4,600	中学校建設事業債 4,600 統合中学校整備事業債 4,600
計	3,809,500	5,700	3,815,200			

3. 歳出

(款) 15. 民生費

(項) 5. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	市債	その他				
20. 障害者福祉費	1,019,815	0	1,019,815		900		△900			
計	3,272,049	0	3,272,049		900		△900			

(款) 20. 衛生費

(項) 5. 保健衛生費

5. 保健衛生総務費	377,815	1,140	378,955				1,140	28. 繰出金	1,140	多和診療所事業特別会計繰出金 1,140
計	790,578	1,140	791,718				1,140			

(款) 40. 土木費

(項) 5. 土木管理費

5. 土木総務費	157,571	0	157,571		200		△200			
計	157,571	0	157,571		200		△200			

(款) 50. 教育費

(項) 15. 中学校費

15. 学校建設費	1,004,330	0	1,004,330		4,600	△4,600	0			
						基線 △4,600				
計	1,312,280	0	1,312,280		4,600	△4,600	0			

2. 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正分）

（単位：千円）

区 分	補 正 前			補 正 後		
	当該年度中の増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中の増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普通債	3,782,900	3,380,853	26,719,279	3,788,600	3,380,853	26,724,979
(1) 土 木	492,700	959,576	5,461,450	492,900	959,576	5,461,650
(2) 農林水産	151,800	256,060	1,634,433	151,800	256,060	1,634,433
(3) 教 育	1,661,500	445,815	3,970,999	1,666,100	445,815	3,975,599
(4) 公営住宅		129,953	1,242,963		129,953	1,242,963
(5) CATV		313,547	257,952		313,547	257,952
(6) その他	1,476,900	1,275,902	14,151,482	1,477,800	1,275,902	14,152,382
2. 災害復旧債	26,600	33,848	180,702	26,600	33,848	180,702
(1) 土 木	21,500	26,899	143,308	21,500	26,899	143,308
(2) 農林水産	4,300	3,348	21,765	4,300	3,348	21,765
(3) CATV		2,283	9,457		2,283	9,457
(4) その他	800	1,318	6,172	800	1,318	6,172
合 計	3,809,500	3,414,701	26,899,981	3,815,200	3,414,701	26,905,681

平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)

第1表 繰越明許費

香川県さぬき市

平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成24年 3月30日 専決

さぬき市長 大山 茂 樹

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
5 総務費	5 総務管理費	介護報酬システム改修事業	4,477



平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算
(第 2 号)

第1表 歳入歳出予算補正
第2表 繰越明許費

香川県さぬき市

平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成24年 3月30日 専決

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 繰入金		4,235	1,140	5,375
	5. 他会計繰入金	4,235	1,140	5,375
歳入	合計	12,500	1,140	13,640

(歳出)

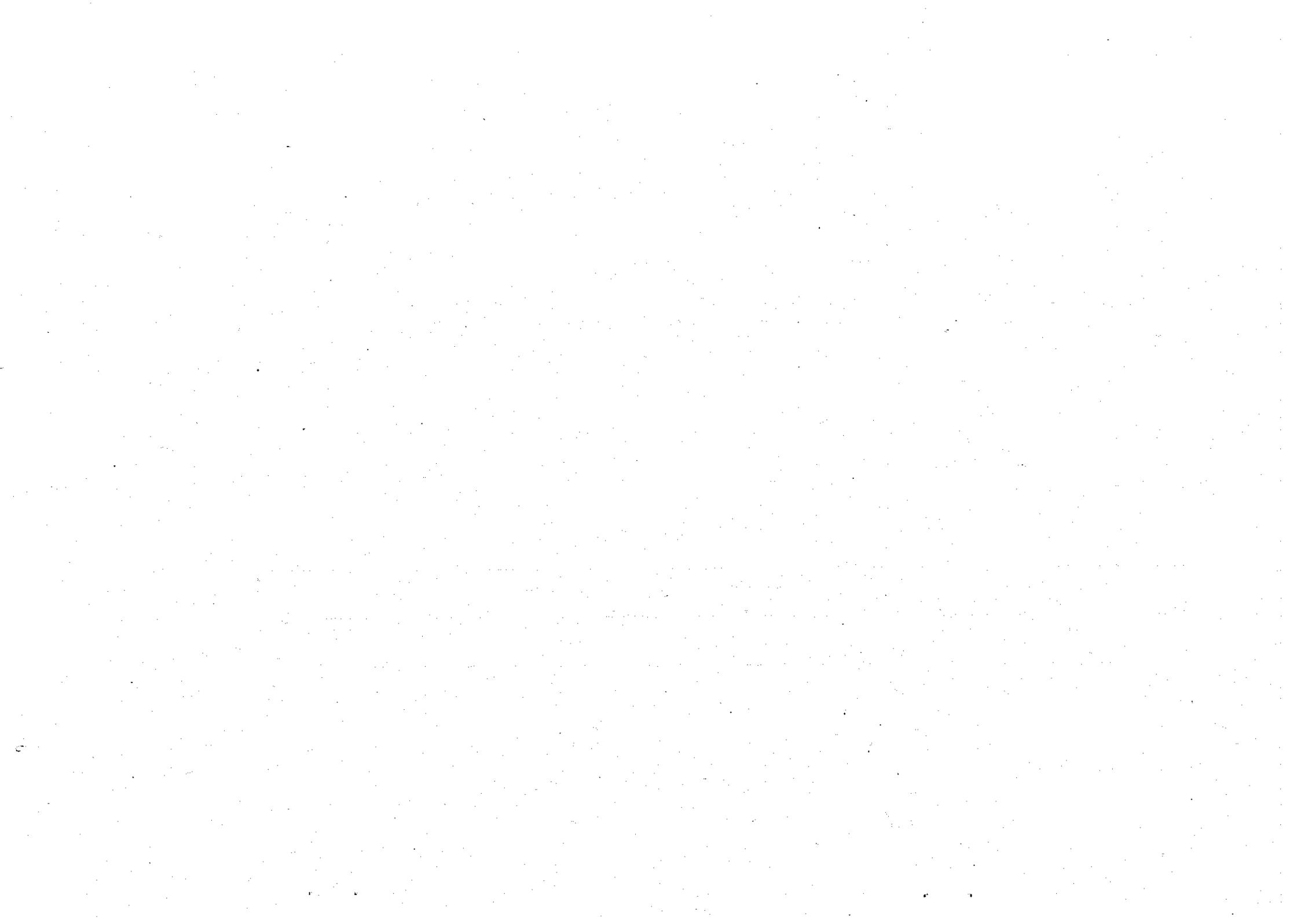
(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		7,945	1,140	9,085
	5. 施設管理費	7,945	1,140	9,085
歳出	合計	12,500	1,140	13,640

第 2 表 繰越明許費

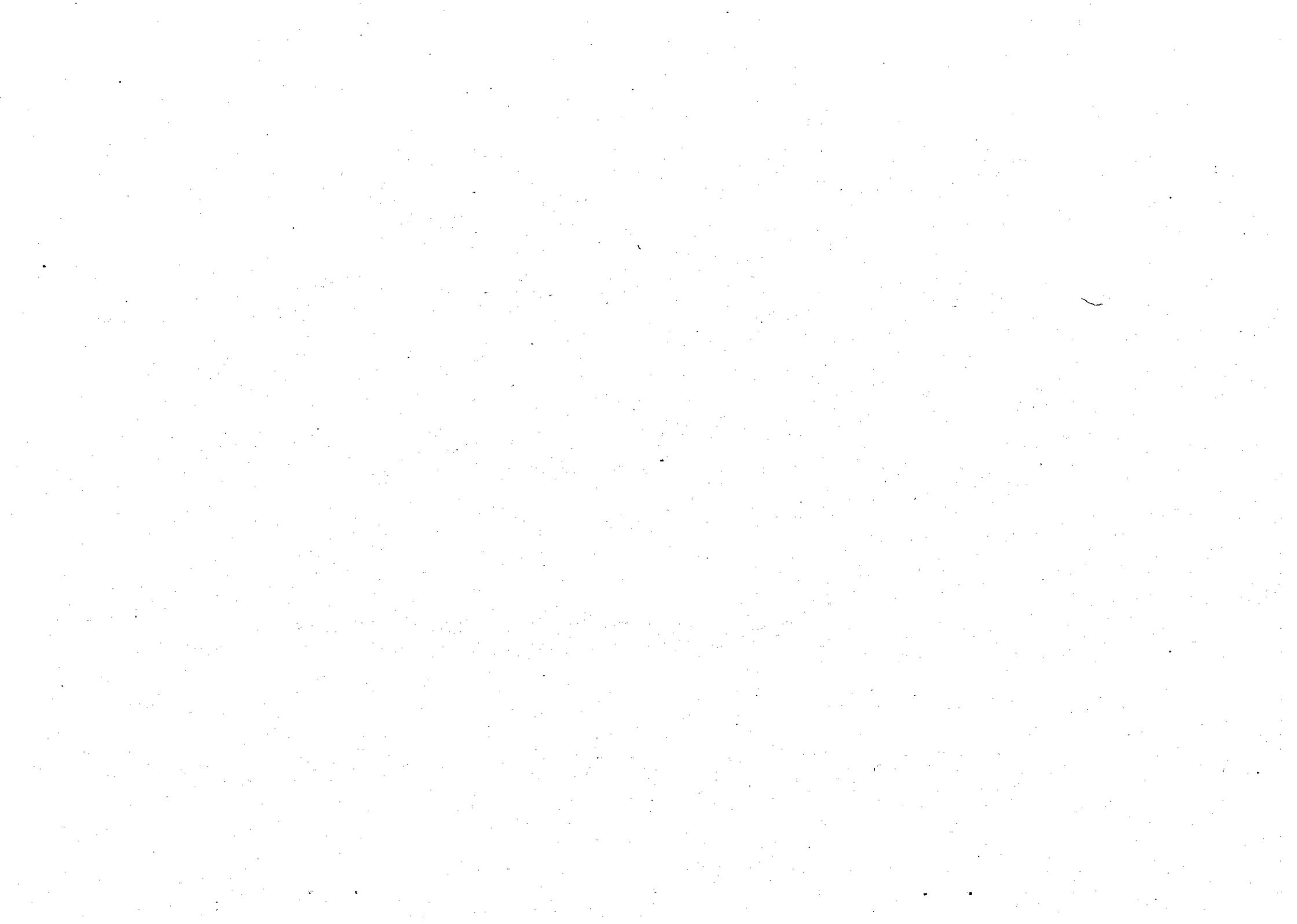
(単位：千円)

款	項	事業名	金額
5 総務費	5 施設管理費	多和診療所移転改修事業	1,140



多和診療所事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書



歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 繰入金	4,235	1,140	5,375
歳入合計	12,500	1,140	13,640

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5. 総務費	7,945	1,140	9,085				1,140
歳出合計	12,500	1,140	13,640				1,140

2. 歳入

(款) 15. 繰入金

(項) 5. 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 一般会計繰入金	2,722	1,140	3,862	5. 一般会計繰入金	1,140	一般会計繰入金 1,140
計	4,235	1,140	5,375			一般会計繰入金 1,140

3. 歳出

(款) 5. 総務費

(項) 5. 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	市債	その他				
5. 一般管理費	7,945	1,140	9,085				1,140	13. 委託料	1,140	設計委託料 多和診療所移転改修工事設計委託料
計	7,945	1,140	9,085				1,140			1,140

平成24年度さぬき市一般会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正
第2表 地方債補正

香川県さぬき市

平成24年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）

平成24年度さぬき市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,086,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成24年4月26日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
75. 繰入金		447,519	5,800	453,319
	10. 基金繰入金	447,518	5,800	453,318
90. 市債		3,478,400	2,200	3,480,600
	5. 市債	3,478,400	2,200	3,480,600
歳入	合計	26,078,000	8,000	26,086,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 衛生費		2,211,566	8,000	2,219,566
	5. 保健衛生費	808,265	8,000	816,265
歳出	合計	26,078,000	8,000	26,086,000

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
多和診療所整備事業	0	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	2,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	3,478,400				3,480,600			

一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書
2. 地方債現在高に関する調

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
75. 繰入金	447,519	5,800	453,319
90. 市債	3,478,400	2,200	3,480,600
歳入合計	26,078,000	8,000	26,086,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
20. 衛生費	2,211,566	8,000	2,219,566		2,200		5,800
歳出合計	26,078,000	8,000	26,086,000		2,200		5,800

2. 歳入

(款) 75. 繰入金

(項) 10. 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 財政調整基金繰入金	0	5,800	5,800	5. 財政調整基金繰入金	5,800	財政調整基金繰入金 5,800
計	447,518	5,800	453,318			

(款) 90. 市債

(項) 5. 市債

13. 衛生債	0	2,200	2,200	15. 病院債	2,200	多和診療所移転改修事業出資債 2,200
計	3,478,400	2,200	3,480,600			

3. 歳出

(款) 20. 衛生費

(項) 5. 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	市債	その他				
5. 保健衛生総務費	404,009	8,000	412,009		2,200		5,800	24. 投資及び出資金	2,200	出資金 多和診療所移転改修事業出資金 2,200
計	808,265	8,000	816,265		2,200		5,800	28. 繰出金	5,800	多和診療所事業特別会計繰出金 5,800

2. 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正分）

（単位：千円）

区 分	補 正 前			補 正 後		
	当該年度中の増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中の増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普通債	3,478,400	3,437,633	26,659,007	3,480,600	3,437,633	26,661,207
（1）土 木	943,400	953,889	5,449,025	943,400	953,889	5,449,025
（2）農林水産	142,800	262,463	1,514,170	142,800	262,463	1,514,170
（3）教 育	1,888,800	472,010	5,350,085	1,888,800	472,010	5,350,085
（4）公営住宅		107,837	1,135,126		107,837	1,135,126
（5）CATV		221,614	36,338		221,614	36,338
（6）その他	503,400	1,419,820	13,174,263	505,600	1,419,820	13,176,463
2. 災害復旧債		41,562	137,394		41,562	137,394
（1）土 木		29,494	112,914		29,494	112,914
（2）農林水産		8,347	12,572		8,347	12,572
（3）CATV		2,315	7,142		2,315	7,142
（4）その他		1,406	4,766		1,406	4,766
合 計	3,478,400	3,479,195	26,796,401	3,480,600	3,479,195	26,798,601



平成24年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正
第2表 地 方 債

香川県さぬき市

平成24年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成24年 4月26日 提出

さぬき市長 大山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 繰入金		5,238	8,000	13,238
	5. 他会計繰入金	5,238	8,000	13,238
30. 国庫支出金		0	6,300	6,300
	5. 国庫補助金	0	6,300	6,300
90. 市債		0	6,600	6,600
	5. 市債	0	6,600	6,600
歳入	合計	12,800	20,900	33,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		8,054	20,900	28,954
	5. 施設管理費	8,054	20,900	28,954
歳出	合計	12,800	20,900	33,700

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

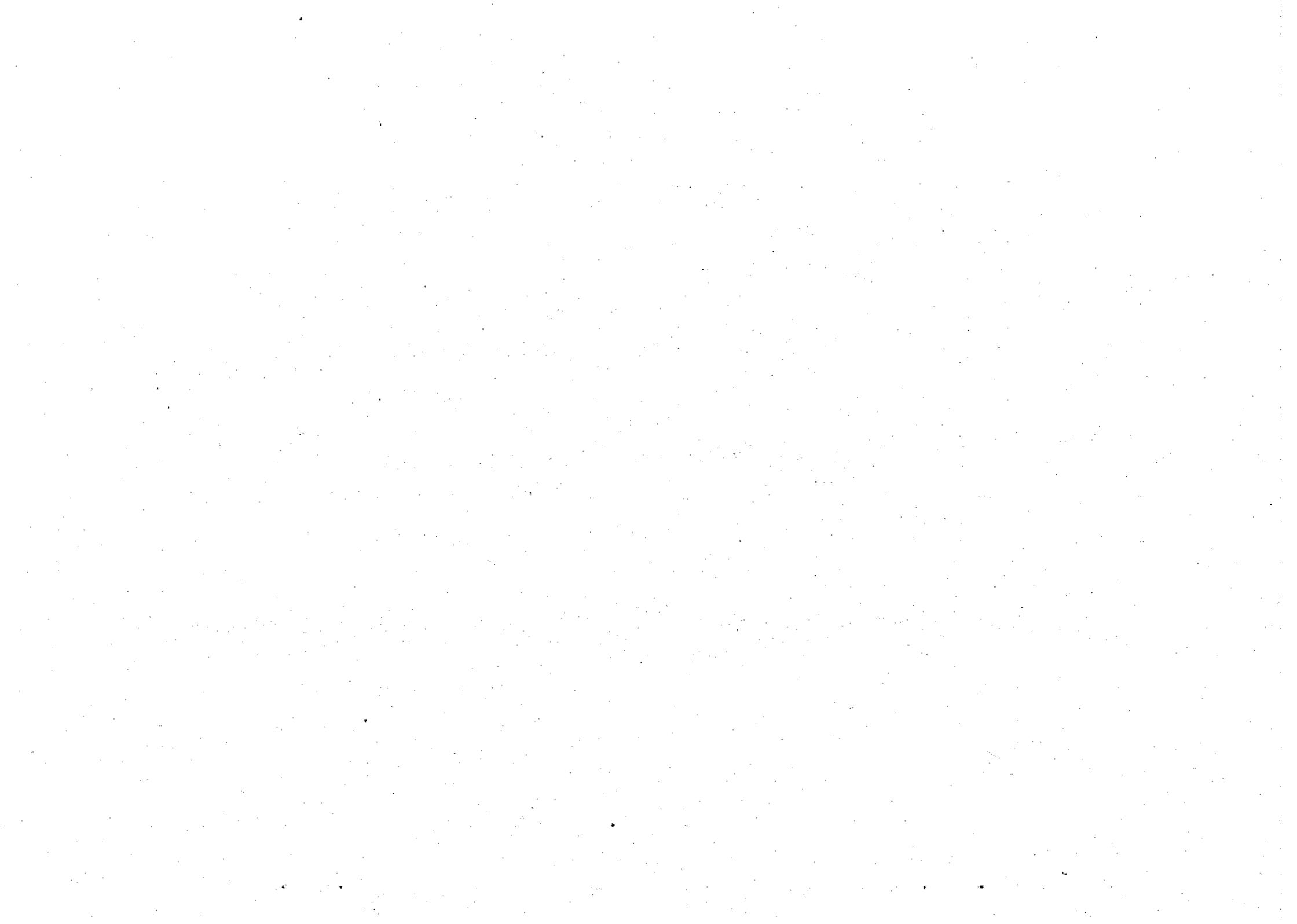
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療施設等施設整備事業	6,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
合 計	6,600			



多和診療所事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

2. 地方債現在高に関する調



1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 繰入金	5,238	8,000	13,238
30. 国庫支出金	0	6,300	6,300
90. 市債	0	6,600	6,600
歳入合計	12,800	20,900	33,700

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5. 総務費	8,054	20,900	28,954	6,300	6,600		8,000
歳出合計	12,800	20,900	33,700	6,300	6,600		8,000

2. 歳入

(款) 15. 繰入金

(項) 5. 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 一般会計繰入金	3,663	8,000	11,663	5. 一般会計繰入金	8,000	一般会計繰入金 8,000
計	5,238	8,000	13,238			一般会計繰入金 8,000

(款) 30. 国庫支出金

(項) 5. 国庫補助金

5. 衛生費国庫補助金	0	6,300	6,300	5. 保健衛生費国庫補助金	6,300	医療施設等施設整備費国庫補助金 6,300
計	0	6,300	6,300			

(款) 90. 市債

(項) 5. 市債

5. 衛生債	0	6,600	6,600	5. 保健衛生債	6,600	医療施設等施設整備事業債 6,600
計	0	6,600	6,600			

3. 歳出

(款) 5. 総務費

(項) 5. 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	市債	その他				
5. 一般管理費	8,054	20,900	28,954	6,300	6,600		8,000	11. 需用費 40 消耗品費 40		
				国庫支出金 6,300				12. 役務費 60 手数料 60 合併浄化槽汚泥採取手数料 60		
								13. 委託料 800 委託料 800 多和診療所移転改修工事施工監理委託料 800		
								15. 工事請負費 20,000 工事請負費 20,000 多和診療所移転改修工事		
計	8,054	20,900	28,954	6,300	6,600		8,000			

2. 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前 々 年 在 度 高 末 現 在 高	前 年 度 末 現 額 在 高 見 込	当該年度中の増減見込額		当 該 年 度 末 現 額 在 高 見 込
			当 該 年 度 中 額 起 債 見 込	当 該 年 度 中 元 額 金 償 還 見 込	
医療施設等施設整備 事 業			6,600		6,600
合 計			6,600		6,600

